

離島地域における不動産取得税課税免除

[規定: 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第8条]

法律で定める離島地域内において、旅館業法第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業(これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に該当する事業を除く。)の用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物及びその附属設備を新設し、または増設した者について、課税免除の対象となります。

1. 対象施設の要件

- ① 平成14年4月1日から令和4年3月31日までの間に新設し、又は増設したもの。
- ② 建物の構造及び設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすものであること。
- ③ 旅館業法第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業簡易宿所用の建物及びその附属設備で、取得価格の合計額が1,000万円を超えるものであること。

※風俗営業等に供する場合は対象とはなりません。

2. 課税免除の適用範囲

家屋 : 対象事業の用に直接供する部分

土地 : 適用家屋の垂直投影部分

(取得後1年以内に対象家屋の建設の着手があるものに限る)

※ 課税免除を受けるためには申請が必要です。以下の書類を用意して各県税事務所等まで申請してください。

< 必要書類 >

- (1) 不動産取得税課税免除申請書 (土地、建物それぞれ提出して下さい) ※
- (2) 図面(縮尺の合うもの) → 各階の平面図及び立面図(土地の場合は、配置図も提出)
- (3) 家屋又は土地の登記簿謄本
- (4) 会社の商業登記簿謄本及び定款
- (5) 家屋の建築請負契約書
- (6) 土地の売買契約書
- (7) 法人(個人)税申告書に添付される減価償却明細書
- (8) 旅館業営業許可証

※(1)については沖縄県税務課ホームページよりダウンロードができるほか、各県税事務所等にも備えております。

沖縄県 不動産取得税 様式 検索  クリック

< 申請期限 >

(法人)課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む事業年度分に係る法人事業税の申告納付の期間
(個人)課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む年分に係る個人事業税の申告期限(3月15日)まで
※事業の用に供した日が令和2年12月27日以前の場合は「事業の用に供した日」は「取得した日」となります。